

議案第16号

芽室町個人情報保護条例中一部改正の件

芽室町個人情報保護条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成29年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

芽室町個人情報保護条例の一部を改正する条例

芽室町個人情報保護条例（平成10年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第3号中「第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。同法第27条第6項において同じ。）」を加える。

第34条の7中「又は」を「若しくは」に改め、「提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第34条の8第1項第1号オ中「番号法第28条」を「番号法第29条」に、「番号法第2条第9号」を「番号法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第34条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。同法第27条第6項において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報</p> <p>(4) 一略一</p> <p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第34条の7 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第27条第2項の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する<u>条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第34条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報</p> <p>(4) 一略一</p> <p>(訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先)</p> <p>第34条の7 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があるとき認めるときは、第27条第2項の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

改正案	現 行
<p>するものとする。</p> <p>(利用停止請求の事由等)</p> <p>第34条の8 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第28条第2項の利用停止請求することができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ <u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (<u>番号法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(利用停止請求の事由等)</p> <p>第34条の8 保有特定個人情報にあつては、次の各号のいずれかに該当すると思料するときに、当該各号に定めるところにより、第28条第2項の利用停止請求することができる。</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>ア～エ 一略一</p> <p>オ <u>番号法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (<u>番号法第2条第9号</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。) に記録されているとき。</p> <p>(2) 一略一</p> <p>2・3 一略一</p>